

# 第42期 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2022年6月29日（水曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

**場所** 東京都板橋区清水町36番1号  
共立印刷株式会社 本社8階

**決議事項** 第1号議案 当社と株式会社KYORITSUとの  
株式交換契約承認の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後6時まで

本年は株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。  
何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## ■新型コロナウイルスに関するお知らせ■

新型コロナウイルス感染症拡大の為、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日の時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。  
書面・インターネットによる事前の議決権行使のご活用も宜しくお願い申し上げます。

## 共立印刷株式会社

# よりよい製品を、より早く、より安く。

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。ここに第42期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

私たちの経営理念は、よりよい製品づくりに情熱と愛情を注ぎ、常にお客様とお取引先の皆様に感謝を忘れず、信頼の輪を広げ、企業責任を遵守し、社会還元を果たすことにあります。

依然として新型コロナウイルス感染症の終息が見通せず、先行き不透明な状況が続いておりますが、事業領域拡大のため、持株会社体制への移行をめざし、事業体制の中心である商業印刷・出版印刷に加えて、デジタルコミック事業や生分解性フィルム製造事業を当社グループの成長事業として規模の拡大に努めてまいりますので、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長  
景山 豊

代表取締役会長  
野田 勝憲

# 第42期 定時株主総会招集ご通知

## 記

- 日時** 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
- 場所** 東京都板橋区清水町36番1号 共立印刷株式会社 本社8階  
※末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。
- 目的事項**
- 報告事項**
- 第42期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第42期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 当社と株式会社K Y O R I T S Uとの株式交換契約承認の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 議決権行使** 議決権行使についてのご案内は、次ページ「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以上

## インターネットによる開示について

- 下記の事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
  - 事業報告**……………主要な事業内容、主要な営業所及び工場、従業員の状況、主要な借入先、会社の新株予約権等に関する事項、会計監査人の状況、会社の体制及び方針
  - 連結計算書類**……………連結株主資本等変動計算書、連結注記表
  - 計算書類**……………株主資本等変動計算書、個別注記表
    - 第1号議案に関する事項
  - 株主総会参考書類**…株式会社K Y O R I T S U 過去5事業年度（最終事業年度を除く）に係る貸借対照表  
株式会社K Y O R I T S U 最終事業年度に係る計算書類等  
(事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)
- 監査役及び会計監査人は、上記当社ウェブサイト掲載事項を含む監査対象書類を監査しております。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、下記ウェブサイトにおいて掲載することにより、お知らせいたします。

**当社ウェブサイト** <https://www.kyoritsu-printing.co.jp/ir/library/convocation.html>



# 議決権行使のご案内

議決権は、株主の皆さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。

ご議決権の行使方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご参考のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月29日（水）  
午前10時開催

## 郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火）  
午後6時到着分まで

## インターネット



当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火）  
午後6時まで

## インターネットによる議決権行使について

パソコン又はスマートフォン等から右の議決権行使サイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って賛否をご登録ください。

（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

### スマートフォンをご利用の方

議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権を行使できます。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）なお、セキュリティの観点から、QRコードでのログインは1回のみとなり、2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要となります。

### 注意事項

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。
- お使いの端末によってはご利用いただけないことがありますので、ご了承ください。

お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

電話 **0120-173-027**

受付時間 9時～21時、通話料無料

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

### 当社と株式会社K Y O R I T S Uとの株式交換契約承認の件

当社は、2022年5月13日開催の当社取締役会において、2022年10月1日を効力発生日として、株式会社K Y O R I T S U（2022年5月13日に、株式会社ウエルより、商号変更。以下「K Y O R I T S U」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施し、持株会社体制に移行することを決議し、K Y O R I T S Uとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約について、ご承認いただきたく存じます。

なお、本株式交換は、2022年6月29日に開催予定の当社定時株主総会での承認および同日開催予定のK Y O R I T S U臨時株主総会での承認を前提としており、本株式交換の実施により当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は上場廃止となりますが、当社の株主の皆様新たに交付されるK Y O R I T S Uの普通株式（以下「K Y O R I T S U普通株式」といいます。）につきましては、K Y O R I T S Uがテクニカル上場を申請し、2022年10月1日に上場することを予定しておりますので、実質的に株式の上場を維持する方針であります。

## 1. 株式交換を行う理由

当社の主要な事業である国内印刷市場は、社会構造の変化やインターネットを利用した様々なサービスの普及により市場縮小傾向が見受けられるなか、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活環境の変化も重なり、非常に厳しい環境にあります。

このような状況のなかで、当社グループは既存印刷事業の構造改革を進めコスト削減に努めるとともに、環境に特化したM&Aや既存デジタル媒体の強化により事業領域の拡大に取り組むことで、収益拡大や企業価値向上に取り組んでおります。

今後は持株会社体制へ移行することで、事業領域拡大やE S Gへの取り組みをグループ全体で明確化させ、長期的な社会貢献と持続可能な強い事業体の構築に向けて準備を進めてまいります。

持株会社体制への移行方法については、株式交換のほか、株式移転や会社分割等の手法も含めて慎重に協議・検討いたしました。

当社株主のK Y O R I T S U（保有する当社株式数2,863,600株、発行済株式に占める当社株式の保有割合5.84%、議決権割合6.29%）は、当社創業家の資産管理会社であるところ、創業家によるK Y O R I T S Uを通じた当社株式の間接保有は、当社の経営の安定および株主構成の安定性確保に寄与してきたと考えておりますが、持株会社体制への移行の手段としてK Y O R I T S Uを株式交換完全親会社とする株式交換を利用する場合、創業家各人による持株会社株式の直接保有が実現し、現在および将来にわたり持株会社の株主構成の透明性が向上し、当社のガバナンスに対する株主の皆様理解がより一層深まるものと考えております。さらに株式交換を利用する場合、完全親会社となる持株会社を新たに設立する必要が無いことから、迅速かつ機動的に持株会社体制に移行できると考えております。一方、株式移転を利用する場合、創業家による持株会社株式の間接保有が継続するため、株主構成の透明性の向上を図ることができないこと、また、会社分割を利用する場合、株式移転による場合と同様に、当社創業家による持株会社株式の間接保有が継続するのみならず、当社の事業や資産等を当社の子会社に移転する手続きや費用等が必要になるなど、当社の事業への悪影響が生じる可能性があると考えております。

以上の理由により、当社は持株会社への移行方法については、K Y O R I T S Uを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換が最善の手法であると判断いたしました。

## 2. 本株式交換契約の内容

株式交換契約書(写)

株式会社K Y O R I T S U (以下「甲」という。)と共立印刷株式会社(以下「乙」という。)とは、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第1条 (株式交換)

甲および乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式(ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。)の全部を取得する。

### 第2条 (商号および住所)

甲および乙の商号および住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲(株式交換完全親会社)  
商号 株式会社K Y O R I T S U  
住所 東京都練馬区大泉学園町二丁目31番12号
- (2) 乙(株式交換完全子会社)  
商号 共立印刷株式会社  
住所 東京都板橋区清水町36番1号

### 第3条 (株式交換に際して割当交付する株式)

- 1.甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における乙の株主名簿に記載または記録された株主(ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。)に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に1を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2.甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

### 第4条 (甲の資本金および準備金の額)

本株式交換により増加する甲の資本金および準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

### 第5条 (株式交換に際して交付する甲の新株予約権およびその割当て)

- 1.甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の新株予約権原簿に記載または記録された以下の表の「乙の新株予約権」欄に掲げる乙の各新株予約権の新株予約権者(以下「本割当対象新株予約権者」という。)に対し、その保有する乙の当該各新株予約権に代わり、その保有する乙の当該各新株予約権の数の合計数に1を乗じて得た数の以下の表の「甲の新株予約権」欄に掲げる甲の各新株予約権をそれぞれ交付する。

乙の新株予約権	甲の新株予約権
共立印刷株式会社2014年新株予約権 (内容は、別紙5-1-1記載のとおり)	株式会社K Y O R I T S U第1回新株予約権 (内容は、別紙5-2-1記載のとおり)
共立印刷株式会社2015年新株予約権 (内容は、別紙5-1-2記載のとおり)	株式会社K Y O R I T S U第2回新株予約権 (内容は、別紙5-2-2記載のとおり)
共立印刷株式会社2016年新株予約権 (内容は、別紙5-1-3記載のとおり)	株式会社K Y O R I T S U第3回新株予約権 (内容は、別紙5-2-3記載のとおり)
共立印刷株式会社2017年新株予約権 (内容は、別紙5-1-4記載のとおり)	株式会社K Y O R I T S U第4回新株予約権 (内容は、別紙5-2-4記載のとおり)
共立印刷株式会社2018年新株予約権 (内容は、別紙5-1-5記載のとおり)	株式会社K Y O R I T S U第5回新株予約権 (内容は、別紙5-2-5記載のとおり)
共立印刷株式会社2019年新株予約権 (内容は、別紙5-1-6記載のとおり)	株式会社K Y O R I T S U第6回新株予約権 (内容は、別紙5-2-6記載のとおり)

- 2.甲は、本株式交換に際して、本割当対象新株予約権者に対し、その保有する前項の表の「乙の新株予約権」欄に掲げる乙の各新株予約権1個につき、前項の表の「甲の新株予約権」欄に掲げる甲の新株予約権1個の割合をもってそれぞれ割り当てる。

#### 第6条（株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年10月1日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議して合意のうえ、これを変更することができる。

#### 第7条（甲による表明保証）

甲は、乙に対し、本契約締結日および効力発生日（ただし、時点が明記されている場合には当該時点）において、別紙7が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

#### 第8条（株式交換契約の株主総会における承認）

甲および乙は、2022年6月29日または甲および乙が別途合意する日に、それぞれ株主総会を開催し、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

#### 第9条（会社財産の管理）

甲および乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行ならびに財産の管理および運営を行い、別途合意したものを除き、その財産状態、経営成績、事業もしくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、予め甲乙協議して合意のうえ、これを行う。

#### 第10条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

- (1) 効力発生日の前日までに、第8条に定める甲または乙の株主総会の承認が得られない場合
- (2) 次条に従い本契約が解除された場合
- (3) 本株式交換に必要な法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日の前日までに得られない場合

#### 第11条（株式交換条件の変更および本契約の解除）

甲および乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、①甲に第7条に定める重大な表明保証違反があることが判明した場合、②甲または乙の資産状態もしくは経営状態に重大な変更が生じた場合、③本株式交換の実行に重大な支障をきたす事象が生じまたは判明した場合、④本株式交換の条件に重大な影響を与える事態その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議して合意のうえ、本株式交換の条件を変更し、または本契約を解除することができるものとする。ただし、甲および乙で別途合意している事項は除く。

#### 第12条（準拠法および合意管轄裁判所）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本契約の履行および解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議して合意のうえ、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。  
2022年5月13日

甲 東京都練馬区大泉学園町二丁目31番12号  
株式会社 K Y O R I T S U  
代表取締役 野田 勝憲 ④

乙 東京都板橋区清水町36番1号  
共立印刷株式会社  
代表取締役 景山 豊 ④

## (別紙5-1-1)

### 共立印刷株式会社2014年新株予約権の内容

#### 1.会社の商号

共立印刷株式会社

#### 2.募集新株予約権の付与対象者と総数

取締役（非常勤取締役を除く。） 350名

#### 3.募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

#### 4.募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

#### 5.募集新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月31日から平成56年7月30日

#### 6.募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 7.募集新株予約権の譲渡制限

募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

#### 8.募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

#### 9.合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発

生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - ① 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ② 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記6.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項  
上記8.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記11.に準じて決定する。

#### 10.募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 11.その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 12.募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズモデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は切り上げ）に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt} N(d) - Xe^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格（C）
  - (2) 株価（S）：平成26年7月30日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
  - (3) 行使価格（X）：1円
  - (4) 予想残存期間（T）：15年
  - (5) ボラティリティ（σ）：9.5年間（平成17年2月16日から平成26年7月30日まで）の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
  - (6) 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
  - (7) 配当利回り（q）：1株当たりの配当金（直近2期の実績配当金の単純平均値）÷上記(2)に定める株価
  - (8) 標準正規分布の累積分布関数（N(.)）
- ※ 割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺されるものとする。

- 13.募集新株予約権を割り当てる日  
平成26年7月30日
- 14.募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
平成26年7月30日
- 15.募集新株予約権の行使請求および払込みの方法
  - (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
  - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
- 16.募集新株予約権の行使請求受付場所  
当社経理部（なお、行使請求受付に係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。）
- 17.募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
みずほ銀行池袋支店（なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所とする。）
- 18.募集新株予約権の行使の効力発生時期等
  - (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社募集新株予約権の目的である株式の株主となる。
  - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。
- 19.新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 20.本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い  
会社法その他の法令の規定等の改廃により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
- 21.発行要項の公示  
当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
- 22.その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 共立印刷株式会社2015年新株予約権の内容

### 1.会社の商号

共立印刷株式会社

### 2.募集新株予約権の付与対象者と総数

取締役（非常勤取締役を除く。） 350名

### 3.募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

### 4.募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

### 5.募集新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月30日から平成27年7月29日

### 6.募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 7.募集新株予約権の譲渡制限

募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

### 8.募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

### 9.合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発

生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - ① 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ② 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記6.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項  
上記8.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記11.に準じて決定する。

#### 10.募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 11.その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 12.募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズモデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は切り上げ）に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt} N(d) - Xe^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格（C）
- (2) 株価（S）：平成27年7月29日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- (3) 行使価格（X）：1円
- (4) 予想残存期間（T）：15年
- (5) ボラティリティ（σ）：9.5年間（平成17年2月16日から平成27年7月29日まで）の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り（q）：1株当たりの配当金（直近2期の実績配当金の単純平均値）÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数（N(.)）
- ※ 上記により算出される金額は募集新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。
- ※ 割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺されるものとする。

- 13.募集新株予約権を割り当てる日  
平成27年7月29日
- 14.募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
平成27年7月29日
- 15.募集新株予約権の行使請求および払込みの方法
  - (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
  - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
- 16.募集新株予約権の行使請求受付場所  
当社経理部（なお、行使請求受付に係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。）
- 17.募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
みずほ銀行池袋支店（なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所とする。）
- 18.募集新株予約権の行使の効力発生時期等
  - (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社募集新株予約権の目的である株式の株主となる。
  - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。
- 19.新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 20.発行要項の公示  
当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項（以下、「本要項」という。）の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
- 21.本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い  
会社法その他の法令の規定等の改廃により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
- 22.その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役に一任する。

以 上

(別紙5-1-3)

## 共立印刷株式会社2016年新株予約権の内容

### 1.会社の商号

共立印刷株式会社

### 2.募集新株予約権の付与対象者と総数

取締役（非常勤取締役を除く。） 350個

### 3.募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

### 4.募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

### 5.募集新株予約権を行使することができる期間

平成28年8月5日から平成58年8月4日までとする。

### 6.募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 7.募集新株予約権の譲渡制限

募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

### 8.募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

### 9.合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発

生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - ① 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ② 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記6.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項  
上記8.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記11.に準じて決定する。

#### 10.募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 11.その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 12.募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズモデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は切り上げ）に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt} N(d) - Xe^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格（C）
- (2) 株価（S）：平成28年8月4日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- (3) 行使価格（X）：1円
- (4) 予想残存期間（T）：15年
- (5) ボラティリティ（σ）：11.5年間（平成17年2月16日から平成28年8月4日まで）の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り（q）：1株当たりの配当金（直近2期の実績配当金の単純平均値）÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数（N(.)）
- ※ 上記により算出される金額は募集新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。
- ※ 割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺されるものとする。

- 13.募集新株予約権を割り当てる日  
平成28年8月4日
- 14.募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
平成28年8月4日
- 15.募集新株予約権の行使請求および払込みの方法
  - (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
  - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
- 16.募集新株予約権の行使請求受付場所  
当社経理部（なお、行使請求受付に係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。）
- 17.募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
みずほ銀行池袋支店（なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所とする。）
- 18.募集新株予約権の行使の効力発生時期等
  - (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社募集新株予約権の目的である株式の株主となる。
  - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。
- 19.新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 20.発行要項の公示  
当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項（以下、「本要項」という。）の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
- 21.本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い  
会社法その他の法令の規定等の改廃により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
- 22.その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 共立印刷株式会社2017年新株予約権の内容

### 1.会社の商号

共立印刷株式会社

### 2.募集新株予約権の付与対象者と総数

取締役（非常勤取締役を除く。） 350個

### 3.募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

### 4.募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

### 5.募集新株予約権を行使することができる期間

平成29年8月4日から平成59年8月3日までとする。

### 6.募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 7.募集新株予約権の譲渡制限

募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

### 8.募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

### 9.合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設

立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

② 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記6.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11.に準じて決定する。

#### 10.募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 11.その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 12.募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズモデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は切り上げ)に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

(1) 1株当たりのオプション価格(C)

(2) 株価(S):平成29年8月3日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

(3) 行使価格(X):1円

(4) 予想残存期間(T):15年

(5) ボラティリティ( $\sigma$ ):12.5年間(平成17年2月16日から平成29年8月3日まで)の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

(6) 無リスクの利子率(r):残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

(7) 配当利回り(q):1株当たりの配当金(直近2期の実績配当金の単純平均値)÷上記(2)に定める株価

(8) 標準正規分布の累積分布関数(N(.))

※ 上記により算出される金額は募集新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

※ 割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺されるものとする。

- 13.募集新株予約権を割り当てる日  
平成29年8月3日
- 14.募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
平成29年8月3日
- 15.募集新株予約権の行使請求および払込みの方法
  - (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
  - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
- 16.募集新株予約権の行使請求受付場所  
当社経理部（なお、行使請求受付に係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。）
- 17.募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
みずほ銀行池袋支店（なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所とする。）
- 18.募集新株予約権の行使の効力発生時期等
  - (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社募集新株予約権の目的である株式の株主となる。
  - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。
- 19.新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 20.発行要項の公示  
当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項（以下、「本要項」という。）の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
- 21.本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い  
会社法その他の法令の規定等の改廃により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
- 22.その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役に一任する。

以 上

(別紙5-1-5)

## 共立印刷株式会社2018年新株予約権の内容

### 1.会社の商号

共立印刷株式会社

### 2.募集新株予約権の付与対象者と総数

取締役（非常勤取締役を除く。） 500個

### 3.募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

### 4.募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

### 5.募集新株予約権を行使することができる期間

平成30年8月3日から平成60年8月2日までとする。

### 6.募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 7.募集新株予約権の譲渡制限

募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

### 8.募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

### 9.合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設

立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

② 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記6.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11.に準じて決定する。

10.募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11.その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

12.募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズモデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は切り上げ)に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

(1) 1株当たりのオプション価格(C)

(2) 株価(S):平成30年8月2日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

(3) 行使価格(X):1円

(4) 予想残存期間(T):15年

(5) ボラティリティ( $\sigma$ ):13.5年間(平成17年2月16日から平成30年8月2日まで)の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

(6) 無リスクの利子率(r):残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

(7) 配当利回り(q):1株当たりの配当金(直近2期の実績配当金の単純平均値)÷上記(2)に定める株価

(8) 標準正規分布の累積分布関数(N(.))

※ 上記により算出される金額は募集新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

※ 割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺されるものとする。

- 13.募集新株予約権を割り当てる日  
平成30年8月2日
- 14.募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
平成30年8月2日
- 15.募集新株予約権の行使請求および払込みの方法
  - (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
  - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
- 16.募集新株予約権の行使請求受付場所  
当社経理部（なお、行使請求受付に係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。）
- 17.募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
みずほ銀行池袋支店（なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所とする。）
- 18.募集新株予約権の行使の効力発生時期等
  - (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社募集新株予約権の目的である株式の株主となる。
  - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。
- 19.新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 20.発行要項の公示  
当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項（以下、「本要項」という。）の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
- 21.本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い  
会社法その他の法令の規定等の改廃により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
- 22.その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役に一任する。

以 上

## 共立印刷株式会社2019年新株予約権の内容

### 1.会社の商号

共立印刷株式会社

### 2.募集新株予約権の付与対象者と総数

取締役（非常勤取締役を除く。） 400個

### 3.募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

### 4.募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

### 5.募集新株予約権を行使することができる期間

2019年8月2日から2049年8月1日までとする。

### 6.募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 7.募集新株予約権の譲渡制限

募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

### 8.募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

### 9.合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発

生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - ① 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ② 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記6.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項  
上記8.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記11.に準じて決定する。

#### 10.募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 11.その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 12.募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズモデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は切り上げ）に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格（C）
- (2) 株価（S）：2019年8月1日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
- (3) 行使価格（X）：1円
- (4) 予想残存期間（T）：15年
- (5) ボラティリティ（σ）：14.5年間（2005年2月16日から2019年8月1日まで）の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り（q）：1株当たりの配当金（直近2期の実績配当金の単純平均値）÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数（N(.)）
- ※ 上記により算出される金額は募集新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。
- ※ 割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と、本新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺されるものとする。

- 13.募集新株予約権を割り当てる日  
2019年8月1日
- 14.募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
2019年8月1日
- 15.募集新株予約権の行使請求および払込みの方法
  - (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
  - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
- 16.募集新株予約権の行使請求受付場所  
当社経理部（なお、行使請求受付に係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。）
- 17.募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
みずほ銀行池袋支店（なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所とする。）
- 18.募集新株予約権の行使の効力発生時期等
  - (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社募集新株予約権の目的である株式の株主となる。
  - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。
- 19.新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 20.発行要項の公示  
当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項（以下、「本要項」という。）の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
- 21.本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い  
会社法その他の法令の規定等の改廃により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
- 22.その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役に一任する。

以 上

(別紙5-2-1)

## 株式会社KYORITSU第1回新株予約権の内容

### 1.会社の商号

株式会社KYORITSU

### 2.募集新株予約権の付与対象者と総数

共立印刷株式会社2014年新株予約権の新株予約権者 350個

### 3.募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

### 4.募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

### 5.募集新株予約権を行使することができる期間

2022年10月1日から2044年7月30日

### 6.募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 7.募集新株予約権の譲渡制限

募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

### 8.募集新株予約権の取得事項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

### 9.合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
    - ① 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数乗じて得られる金額とする。
    - ② 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記6.に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
上記8.に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記11.に準じて決定する。
- 10.募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- 11.その他の募集新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使することができる。
  - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 12.募集新株予約権を割り当てる日  
2022年10月1日
- 13.募集新株予約権の行使請求および払込みの方法
- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、これを下記14. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
  - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数乗じた金額の全額を、現金にて下記15. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
- 14.募集新株予約権の行使請求受付場所  
当社経理部（なお、行使請求受付に係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。）
- 15.募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
みずほ銀行池袋支店（なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所とする。）
- 16.募集新株予約権の行使の効力発生時期等
- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社募集新株予約権の目的である株式の株主となる。
  - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。
- 17.新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 18.本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い  
会社法その他の法令の規定等の改廃により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
- 19.発行要項の公示  
当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
- 20.その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役に一任する。

以 上

(別紙5-2-2)

## 株式会社KYORITSU第2回新株予約権の内容

### 1.会社の商号

株式会社KYORITSU

### 2.募集新株予約権の付与対象者と総数

共立印刷株式会社2015年新株予約権の新株予約権者 350個

### 3.募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

### 4.募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

### 5.募集新株予約権を行使することができる期間

2022年10月1日から2045年7月29日

### 6.募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 7.募集新株予約権の譲渡制限

募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

### 8.募集新株予約権の取得事項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

### 9.合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - ① 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
  - ② 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記6.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項  
上記8.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記11.に準じて決定する。

#### 10.募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 11.その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 12.募集新株予約権を割り当てる日

2022年10月1日

#### 13.募集新株予約権の行使請求および払込みの方法

- (1) 募集新株予約権を行行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、これを下記14. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数に乗じた金額の全額を、現金にて下記15. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

#### 14.募集新株予約権の行使請求受付場所

当社経理部（なお、行使請求受付に係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。）

#### 15.募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

みずほ銀行池袋支店（なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所とする。）

#### 16.募集新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社募集新株予約権の目的である株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

#### 17.新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

#### 18.発行要項の公示

当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項（以下、「本要項」という。）の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

#### 19.本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

会社法その他の法令の規定等の改廃により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

#### 20.その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役に一任する。

以上

(別紙5-2-3)

## 株式会社KYORITSU第3回新株予約権の内容

### 1.会社の商号

株式会社KYORITSU

### 2.募集新株予約権の付与対象者と総数

共立印刷株式会社2016年新株予約権の新株予約権者 350個

### 3.募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

### 4.募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

### 5.募集新株予約権を行使することができる期間

2022年10月1日から2046年8月4日までとする。

### 6.募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 7.募集新株予約権の譲渡制限

募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

### 8.募集新株予約権の取得事項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

### 9.合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
    - ① 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
    - ② 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記6.に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
上記8.に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記11.に準じて決定する。
- 10.募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- 11.その他の募集新株予約権の行使の条件
  - (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使することができる。
  - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 12.募集新株予約権を割り当てる日  
2022年10月1日
- 13.募集新株予約権の行使請求および払込みの方法
  - (1) 募集新株予約権を行行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、これを下記14. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
  - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数に乗じた金額の全額を、現金にて下記15. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
- 14.募集新株予約権の行使請求受付場所  
当社経理部（なお、行使請求受付に係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。）
- 15.募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
みずほ銀行池袋支店（なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所とする。）
- 16.募集新株予約権の行使の効力発生時期等
  - (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社募集新株予約権の目的である株式の株主となる。
  - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。
- 17.新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 18.発行要項の公示  
当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項（以下、「本要項」という。）の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
- 19.本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い  
会社法その他の法令の規定等の改廃により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
- 20.その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役に一任する。

以上

(別紙5-2-4)

## 株式会社KYORITSU第4回新株予約権の内容

### 1.会社の商号

株式会社KYORITSU

### 2.募集新株予約権の付与対象者と総数

共立印刷株式会社2017年新株予約権の新株予約権者 350個

### 3.募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

### 4.募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

### 5.募集新株予約権を行使することができる期間

2022年10月1日から2047年8月3日までとする。

### 6.募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 7.募集新株予約権の譲渡制限

募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

### 8.募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

### 9.合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
    - ① 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
    - ② 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記6.に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
上記8.に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記11.に準じて決定する。
- 10.募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- 11.その他の募集新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使することができる。
  - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 12.募集新株予約権を割り当てる日  
2022年10月1日
- 13.募集新株予約権の行使請求および払込みの方法
- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、これを下記14. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
  - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記15. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
- 14.募集新株予約権の行使請求受付場所  
当社経理部（なお、行使請求受付に係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。）
- 15.募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
みずほ銀行池袋支店（なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合は、その継承場所とする。）
- 16.募集新株予約権の行使の効力発生時期等
- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社募集新株予約権の目的である株式の株主となる。
  - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。
- 17.新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 18.発行要項の公示  
当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項（以下、「本要項」という。）の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
- 19.本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い  
会社法その他の法令の規定等の改廃により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
- 20.その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役に一任する。

(別紙5-2-5)

## 株式会社KYORITSU第5回新株予約権の内容

### 1.会社の商号

株式会社KYORITSU

### 2.募集新株予約権の付与対象者と総数

共立印刷株式会社2018年新株予約権の新株予約権者 500個

### 3.募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

### 4.募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

### 5.募集新株予約権を行使することができる期間

2022年10月1日から2048年8月2日までとする。

### 6.募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 7.募集新株予約権の譲渡制限

募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

### 8.募集新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

### 9.合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
    - ① 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
    - ② 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記6.に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
上記8.に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記11.に準じて決定する。
- 10.募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- 11.その他の募集新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使することができる。
  - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 12.募集新株予約権を割り当てる日  
2022年10月1日
- 13.募集新株予約権の行使請求および払込みの方法
- (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、これを下記14. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
  - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記15. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
- 14.募集新株予約権の行使請求受付場所  
当社経理部（なお、行使請求受付に係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。）
- 15.募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
みずほ銀行池袋支店（なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合は、その継承場所とする。）
- 16.募集新株予約権の行使の効力発生時期等
- (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社募集新株予約権の目的である株式の株主となる。
  - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。
- 17.新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 18.発行要項の公示  
当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項（以下、「本要項」という。）の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
- 19.本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い  
会社法その他の法令の規定等の改廃により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
- 20.その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役に一任する。

以 上

(別紙5-2-6)

## 株式会社KYORITSU第6回新株予約権の内容

### 1.会社の商号

株式会社KYORITSU

### 2.募集新株予約権の付与対象者と総数

共立印刷株式会社2019年新株予約権の新株予約権者 400個

### 3.募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

### 4.募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

### 5.募集新株予約権を行使することができる期間

2022年10月1日から2049年8月1日までとする。

### 6.募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 7.募集新株予約権の譲渡制限

募集新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

### 8.募集新株予約権の取得事項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

### 9.合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

- 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
    - ① 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数乗じて得られる金額とする。
    - ② 再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記6.に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
上記8.に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記11.に準じて決定する。
- 10.募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- 11.その他の募集新株予約権の行使の条件
  - (1) 新株予約権者は、当社および当社との関係会社（「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第8条第8項により定義される会社をいう。）の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使することができる。
  - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 12.募集新株予約権を割り当てる日  
2022年10月1日
- 13.募集新株予約権の行使請求および払込みの方法
  - (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、これを下記14. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
  - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記15. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
- 14.募集新株予約権の行使請求受付場所  
当社経理部（なお、行使請求受付に係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。）
- 15.募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
みずほ銀行池袋支店（なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所とする。）
- 16.募集新株予約権の行使の効力発生時期等
  - (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い当社募集新株予約権の目的である株式の株主となる。
  - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。
- 17.新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 18.発行要項の公示  
当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項（以下、「本要項」という。）の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
- 19.本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い  
会社法その他の法令の規定等の改廃により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定および本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
- 20.その他本募集新株予約権に関し、必要な事項は代表取締役に一任する。

以上

## (別紙7)

### 1. 存続および権限

甲は、日本法に準拠して適法かつ有効に設立され、適法かつ有効に存続している株式会社であり、現在行っている事業を行うために必要な権限および権能を有する。

### 2. 本契約の締結および履行

甲は、本契約の締結および履行に関して必要な権限および権能を有しており、法令等または甲の定款その他の内部規則上必要とされる全ての社内手続を履践している。

### 3. 執行可能性

本契約は、甲によって適法かつ有効に締結されることにより、甲の適法、有効かつ法的拘束力のある債務を構成し、破産法、民事再生法、会社更生法および債権者の権利につき一般的に適用されるその他の類似の法令等に基づき制限される場合を除き、その各条項に従い甲に対して強制執行が可能である。

### 4. 本契約締結による違反の不存在

本契約の締結ならびに本契約に基づく権利の行使および義務の履行は、①甲に適用のある法令等に違反するものではなく、②甲に適用される司法機関および行政機関の判断等に違反するものではなく、③甲の定款その他の内部規則に違反するものではなく、かつ、④甲が当事者となっている契約等に違反するものではない。

### 5. 甲に係る倒産手続等の不存在

甲について、破産手続、特別清算手続、民事再生手続、会社更生手続その他の倒産手続もしくはその申立て、差押、仮差押、仮処分その他の処分または本契約の締結もしくは本契約に基づく義務の履行を妨げる手続は行われておらず、そのおそれもない。甲は支払不能または支払停止の状態になく、そのおそれもない。

### 6. 許認可

甲は、本契約の締結のために必要とされる許認可等を、法令等の規定に従い、適法かつ有効に取得または履践済みである。

### 7. 反社会的勢力

甲およびその役員は反社会的勢力ではなく、反社会的勢力に対する資金提供もしくはそれに準ずる行為または商取引を通じて、直接であると間接であると問わず、反社会的勢力の維持または運営に一切協力または関与しておらず、将来にわたっても協力または関与する予定はない。

### 8. 計算書類

甲が、乙に対して開示した貸借対照表および損益計算書（以下「本計算書類」という。）は、正確かつ完全な写しであり、本計算書類は、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って作成されており、その作成基準日における甲の財務状態および該当期間における甲の経営成績を重要な点において正確かつ適正に示している。

### 9. 本計算書類作成基準日後の業務運営

甲は、2022年3月期の計算書類の作成基準日後、その従事する事業を、従前遂行してきたところに従って通常の業務遂行の過程の範囲内で継続して運営および執行しており、甲の事業、資産、負債、財務状態、経営成績またはキャッシュ・フローに重大な悪影響を与える行為は行われておらず、重大な悪影響を及ぼす事由または事象は発生していない。

### 10. 訴訟紛争等

甲が当事者である訴訟、仲裁、調停、強制執行、仮処分その他の紛争処理手続は司法機関および行政機関に係属しておらず、そのおそれもない。

### 11. 租税その他公租公課

甲は、税務当局に対して公租公課に関して法令等に従い、適法かつ適正な内容の申告書、報告書その他の書類を提出しており、法令等に従い、適時に租税その他の公租公課を全額支払っている。甲が適切な税務当局に対して適法かつ適時に提出した書類の記載および内容は、真実かつ正確であり、税務当局によりかかる書類に関する指摘または調整はなされていない。甲と税務当局との間で甲の経営に影響を与える紛争または見解の相違は生じていない。甲は、直近の税務調査以降、適切かつ適正に税務処理を行っており、税務当局より指摘を受け、追徴等が行われるおそれはない。

### 12. 簿外債務の不存在等

甲は、本計算書類に表示されている債務および本計算書類の作成基準日以降に通常の業務の範囲内において生じた債務以外に、甲の経営に重大な悪影響を与える債務（オフバランス取引、保証債務等の未発生債務、潜在債務、偶発債務、簿外債務、瑕疵担保責任・不法行為に基づく債務、労働債務、保証債務、租税債務に基づく債務を含むが、これらに限られない。）を負担していない。

### 13. 効力発生日時点の契約関係

効力発生日時点において、本契約を除き甲の事業・経営・財政状態に重大な影響を与えうる契約または取引関係（関連当事者取引を含むが、これに限られない。）は存在しない。

### 14. 効力発生日時点の資産および負債

効力発生日時点において、甲の保有する重大な資産は乙株式のみであり、これ以外に本株式交換の交換比率の前提に重大な影響を与えうる資産または負債は存在しない。

### 15. 情報開示

甲から乙（そのアドバイザーを含む。）に開示された情報は、真実かつ正確である。甲は虚偽の情報を開示しておらず、開示された情報以外に、甲に重大な悪影響を及ぼす事実は存在せず、そのおそれのある事実が存在しない。開示された情報について重要な事実の記載が欠けていることはなく、誤解を生じさせる内容は存在しない。

# 株式会社KYORITSU 定 款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当社は、株式会社KYORITSUと称し、英文ではKYORITSU CO., LTD. と表示する。

### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の経営管理およびこれに付帯する業務を行うことを目的とする。

1. 製版、印刷、製本および加工ならびにこれらの製品の販売
2. 紙器、段ボール、その他包装用品の企画、製造および販売
3. 印刷関連機器およびその付属品の製造および販売
4. 印刷関連資材の製造および販売
5. 出版業
6. デジタルコンテンツの企画、制作、販売および仲介事業
7. キャラクター商品の企画、製作および販売
8. 芸術、技術専門家等のマネジメントおよびコンサルティング
9. 写真、映像、音楽作品等の企画、撮影、製作および販売
10. コンピューターシステム、ソフトウェアの開発、販売および貸与
11. インターネットによる情報提供サービス業
12. 広告代理業およびその他の広告業
13. イベントの企画および運営
14. コールセンターサービス業
15. 翻訳業および通訳業
16. 合成樹脂製品、化学製品の製造および販売
17. 生分解性プラスチックフィルムの企画、製造および販売
18. 建材の製造および販売
19. 食料品、飲料、医薬部外品、化粧品など生活用品の製造および販売
20. 倉庫業
21. 貨物自動車運送事業
22. 貨物利用運送事業
23. 資源リサイクル事業、土壌環境浄化事業および廃棄物処理業
24. 旅行業および旅館業
25. 飲食店、コンビニエンスストアの経営
26. 放送業
27. 通信販売業
28. 経営コンサルタント業
29. 労働者派遣事業
30. 職業安定法に基づく職業紹介事業
31. 損害保険代理業および生命保険の募集
32. 不動産の管理、売買および仲介事業
33. 有価証券の保有、売買および各種債権の売買
34. 産業財産権、著作権等の無体財産およびノウハウの取得、利用、管理、譲渡および使用許諾
35. 前各号に付帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都板橋区に置く。

### (機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、130,720,000株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

### (株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

### (株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

### (定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の基準日は、毎年3月31日とする。

### (招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### (電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### (議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

### (員数)

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

### (選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

### (代表取締役、役付取締役、最高経営責任者および最高執行責任者)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
3. 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から最高経営責任者（CEO）および最高執行責任者（COO）を定めることができる。

### (取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ選定した取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項にて選定された者に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### (取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

### (取締役会の決議方法および決議の省略)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

### (取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が、これに記名押印または電子署名する。

### (取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。

### (報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

### (取締役の責任免除)

第29条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

### (員数)

第30条 当社の監査役は、4名以内とする。

### (選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会の議事の経過およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善悪かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 第8章 附 則

- 第47条 当社は、令和4年6月29日午前0時現在の株主名簿の記載又は記録された株主をもって、その所有する株式1株を74.8株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主とする。  
2. 本附則は、前記株式分割の登記完了をもって将来に向けて消滅する。
- 第48条 第3条は令和4年7月1日に効力を生ずるものとする。  
2. 本附則は、同日付の本店移転登記完了をもって将来に向けて消滅する。
- 第49条 第4条、旧定款第8条（株式の譲渡制限）の廃止、第5条、第7条乃至第11条、第14条第2項、第15条、第4章標題、第21条乃至第29条、第5章、第6章、第44条及び第45条第2項は株式交換契約の効力発生（令和4年10月1日）を条件として効力を生ずるものとする。  
2. 本附則は、前記株式交換の登記完了をもって将来に向けて消滅する。
- 第50条 第22条の規定にかかわらず、当社は株主総会の決議によっても代表取締役を選定することができる。  
2. 第22条の規定にかかわらず、当社は株主総会の決議によっても役付取締役を選定することができる。  
3. 本附則は、前記株式交換にともなう役員変更の登記完了をもって将来に向けて消滅する。

[ご参考：現行定款]

# 株式会社KYORITSU 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社KYORITSUと称し、英文ではKYORITSU CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の経営管理およびこれに付帯する業務を行うことを目的とする。

1. 製版、印刷、製本および加工ならびにこれらの製品の販売
2. 紙器、段ボール、その他包装用品の企画、製造および販売
3. 印刷関連機器およびその付属品の製造および販売
4. 印刷関連資材の製造および販売
5. 出版業
6. デジタルコンテンツの企画、制作、販売および仲介事業
7. キャラクター商品の企画、製作および販売
8. 芸術、技術専門家等のマネジメントおよびコンサルティング
9. 写真、映像、音楽作品等の企画、撮影、製作および販売
10. コンピューターシステム、ソフトウェアの開発、販売および貸与
11. インターネットによる情報提供サービス業
12. 広告代理業およびその他の広告業
13. イベントの企画および運営
14. コールセンターサービス業
15. 翻訳業および通訳業
16. 合成樹脂製品、化学製品の製造および販売
17. 生分解性プラスチックフィルムの企画、製造および販売
18. 建材の製造および販売
19. 食料品、飲料、医薬部外品、化粧品など生活用品の製造および販売
20. 倉庫業
21. 貨物自動車運送事業
22. 貨物利用運送事業
23. 資源リサイクル事業、土壌環境浄化事業および廃棄物処理業
24. 旅行業および旅館業
25. 飲食店、コンビニエンスストアの経営
26. 放送業
27. 通信販売業
28. 経営コンサルタント業
29. 労働者派遣事業
30. 職業安定法に基づく職業紹介事業
31. 損害保険代理業および生命保険の募集
32. 不動産の管理、売買および仲介事業
33. 有価証券の保有、売買および各種債権の売買
34. 産業財産権、著作権等の無体財産およびノウハウの取得、利用、管理、譲渡および使用許諾
35. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都練馬区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役以外の会社法第326条第2項に定める機関を置かない。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、130,720,000株とする。

### (株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合においては株主総会の承認を受けたものとみなす。

### (株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第8条 当社の株式（自己株式の処分による株式を含む）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

### (株券の不発行)

第9条 当社の株式については、株券を発行しない。

### (株主名簿記載事項の記載等の請求)

第10条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

### (質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

### (手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

### (基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

## 第3章 株主総会

### (株主総会の招集)

第14条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

### (定時株主総会の基準日)

第15条 当社の定時株主総会の基準日は、毎年3月31日とする。

### (招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### (決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### (議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

## 第4章 株主総会以外の機関

### (員数)

第20条 当社の取締役は、15名以内とする。

### (選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任した取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。

### (代表取締役)

第23条 当社に取締役1名を置いたときは、当該取締役を代表取締役とし、取締役を2名以上置いたときは、株主総会の決議により代表取締役を選定できる。

### (社長)

第24条 代表取締役が1名の場合は当該代表取締役を社長とし、代表取締役が2名以上ある場合は代表取締役のうち1名を社長として株主総会の決議により定めるものとする。

### (報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

### (事業年度)

第26条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当等)

第27条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録ある株主又は登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して剰余金の配当を行う。

2. 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

### (剰余金の配当の基準日)

第28条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

### (配当金の除斥期間)

第29条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

### 3. 会社法施行規則第184条第1項各号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 交換対価の相当性に関する事項

##### ア 交換対価の総数または総額の相当性に関する事項

###### (ア)本株式交換の方式

K Y O R I T S Uを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行い、当社株式を保有する当社株主（ただし、K Y O R I T S Uを除きます。）に対して、K Y O R I T S U普通株式を割当交付します。

###### (イ)本株式交換に係る割当ての内容

	株式会社K Y O R I T S U (株式交換完全親会社)	共立印刷株式会社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	1
本株式交換により交付する新株式数	普通株式：46,156,400株（予定）	

#### (注) 1. K Y O R I T S Uにおける発行済株式数の変更

K Y O R I T S Uは、2022年6月29日を効力発生日として、普通株式1株を74.8株の割合にて分割する株式分割および2022年7月1日を払込日とする第三者割当増資による新株式1,004株の発行を行い、発行済株式数が38,270株から2,863,600株となる予定です。上記の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は当該株式分割および第三者割当増資実施後のK Y O R I T S Uの発行済株式数（2,863,600株）を前提とするものです。

なお、K Y O R I T S Uの2022年3月31日時点の発行済株式総数は60,000株ですが、2022年5月13日に取締役の過半数の決定により、自己株式21,730株を消却したことで、2022年5月13日時点のK Y O R I T S Uの発行済株式数は38,270株となっております。

#### 2. 株式の割当比率

当社株式1株に対して、K Y O R I T S U普通株式1株を割当て交付いたします。ただし、K Y O R I T S Uが保有する当社株式2,863,600株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

#### 3. 本株式交換により交付するK Y O R I T S Uの株式数等

K Y O R I T S Uは、本株式交換により、K Y O R I T S Uが当社の発行済株式（但し、K Y O R I T S Uが保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時における当社の株主の皆様（但し、K Y O R I T S Uを除きます。）に対し、その保有する当社株式に代えて、K Y O R I T S U普通株式46,156,400株を割当て交付する予定です。なお、本株式交換に係るK Y O R I T S U普通株式の割当ておよび交付がなされる直前の時点（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の買取請求があった場合には、この買取りの効力発生後であって、かつ、本株式交換に係るK Y O R I T S U普通株式の割当ておよび交付がなされる直前の時点をいい、以下「基準時」といいます。）において保有する自己株式に対して、本株式交換比率に応じたK Y O R I T S U普通株式が割当交付されることになります。また、2022年5月13日に公表いたしました「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」のとおり、2022年5月16日から2022年9月22日までを取得期間とし、自己株式の取得を行う予定であり、新たに取得した自己株式に対しても、本株式交換比率に応じたK Y O R I T S U普通株式が割当交付されることになります。

#### 4. 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、K Y O R I T S Uの単元未満株式（K Y O R I T S Uは、本株式交換の効力発生日までに、単元株制度を採用し、K Y O R I T S U普通株式の単元株式数は、当社と同じ100株とする予定です。）を保有することとなる当社の株主の皆様につきましては、会社法第192条第1項の規定に基づき、K Y O R I T S Uに対し、その保有する単元未満株式の買い取りを請求することができます。

###### (ウ)本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

##### ①割当ての内容の根拠および理由

上記3.(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）については、その公正性・妥当性を確保するため、当社およびK Y O R I T S Uから独立した第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサルティンググループ」といいます。）に、両社の協議において参考とすべき株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率算定書を受領いたしました。

株式交換比率算定書では、K Y O R I T S Uが、本株式交換の効力発生日である2022年10月1日までに会社分割等が行われるとの前提のもと、当社株式の保有および売買のみを事業内容とする非上場会社であり、かつ2022年10月1日時点においてK Y O R I T S Uは当社株式の他に財政状態に重大な影響を与える資産および負債を有しない見込みであること、本株式交換後にK Y O R I T S Uが保有する当社株式については売却する予定がないことから、K Y O R I T S U普通株式の価値は、同社の保有する当社株式価値とほぼ等しく、当社株式の価値に連動すると記載されております。また、同算定書では、上記3.(3)注

1「KYORITSUにおける発行済株式数の変更」に記載のとおり、KYORITSUの発行済株式数は、KYORITSUが保有する当社株式数（2,863,600株）と同数の2,863,600株となる予定であり、上記のような一定の前提を条件として、KYORITSUの1株当たり株式価値は当社株式1株当たりの株式価値と等しく評価されたと考えられると記載されております。

## ②算定に関する事項

### 1.算定機関の名称および両者との関係

第三者算定機関である山田コンサルティンググループは、当社およびKYORITSUからは独立した算定機関であり、当社およびKYORITSUの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### 2.算定の概要

当社は、本株式交換契約の締結にあたり、上記の株式交換比率算定書を参考とした他、当社の一般株主保護および株主平等の観点その他株式交換比率に関する詳細について、重大な影響を及ぼす事象がないことを確認することを目的として、山田コンサルティンググループに対し、KYORITSUに対するデュー・デリジェンス（以下「本デュー・デリジェンス」といいます。）を委託し、実施しております。本デュー・デリジェンスにおいて、本株式交換の効力発生日までにKYORITSUにて会社分割等を実施することを前提としており、当該会社分割等が実施された場合、効力発生日においてKYORITSUの保有する重大な資産は当社株式のみとなり、これ以外に本株式交換比率の前提に重大な影響を与える資産または負債は存在しない見込みであること、および効力発生日において本株式交換契約を除きKYORITSUの事業・経営・財政状態に重大な影響を与える契約または取引関係（関連当事者取引を含みますが、これに限られません。）は存在しない見込みであることを確認しております。当社は、かかるプロセスを踏まえ、KYORITSUと慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の利益を損なうものではないと判断し、当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、本株式交換比率に基づく本株式交換契約の締結を決議し、KYORITSUは、2022年5月13日、取締役の過半数により本株式交換比率に基づく本株式交換契約を決定し、同日両者間にて本株式交換契約を締結いたしました。

## イ 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社およびKYORITSUは、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となるKYORITSUの普通株式を選択いたしました。

当社はかかる対価につき、KYORITSUは、当社との本株式交換により、東京証券取引所への新規上場申請手続を行い、KYORITSU普通株式は、いわゆるテクニカル上場（東京証券取引所所有価証券上場規程第2条第73号、第208条）により、本株式交換の効力発生日である2022年10月1日に東京証券取引所に上場する予定です。当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社株主の皆様へ割当て交付されるKYORITSU普通株式は東京証券取引所に上場される予定であることから、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、当社の株主の皆様に対しては引き続き株式の流動性を提供できるものと考えられること、および②当社の株主がKYORITSUの普通株式を交換対価として受け取る場合には、当社の株主は、今後は持株会社体制へ移行することで、事業領域拡大やESGへの取り組みをグループ全体で明確化させ、長期的な社会貢献と持続可能な強い事業体構築することで当社グループ全体の企業価値の向上に伴う利益を享受することが可能であると考えていることから、当社の持株会社となるKYORITSUの普通株式を本株式交換の対価とすることが適切と判断いたしました。

## ウ 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

### (ア)公正性を担保するための措置

KYORITSUは当社の支配株主等には該当しないものの、本株式交換においては、公正性を担保し、また利益相反の問題を回避する観点から、当社は、以下の措置を実施することといたしました。

#### ①独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本株式交換比率の公正性・妥当性を確保するための手続の一環として、当社およびK Y O R I T S Uから独立した第三者算定機関である山田コンサルティンググループによる本デュー・デリジェンスを実施し、効力発生日までにK Y O R I T S Uにて会社分割等が実施された場合、効力発生日においてK Y O R I T S Uの保有する重大な資産は当社株式のみとなり、これ以外に本株式交換比率の前提に重大な影響を与える資産または負債は存在しない見込みであること、および効力発生日において本株式交換契約を除きK Y O R I T S Uの事業・経営・財政状態に重大な影響を与える契約または取引関係（関連当事者取引を含みますが、これに限られません。）は存在しない見込みであることを確認したうえで、山田コンサルティンググループより、両社の協議において参考とすべき株式交換比率算定書を取得しております。当社は、株式交換比率算定書を参考として、当社の一般株主保護および株主平等の観点その他株式交換比率に関する詳細について、K Y O R I T S Uと慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率により本株式交換を行うことを、2022年5月13日開催の取締役会で決議いたしました。なお、当社は、上記第三者算定機関より、本株式交換比率がそれぞれの株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）は取得していません。

#### ②独立した法律事務所からの助言

当社は、当社およびK Y O R I T S Uから独立しており、当社およびK Y O R I T S Uとの間に重要な利害関係は有しない弁護士法人北浜法律事務所東京事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）を法務アドバイザーとして選任し、同事務所より本株式交換の手続および意思決定方法・過程等について助言を受けました。

また、北浜法律事務所は、山田コンサルティンググループが実施した本デュー・デリジェンスの結果については共有を受けており、本デュー・デリジェンスの結果を通じて、効力発生日においてK Y O R I T S Uの保有する重大な資産は当社株式のみとなり、これ以外に本株式交換比率の前提に重大な影響を与える資産または負債は存在しない見込みであること、および効力発生日において本株式交換契約を除きK Y O R I T S Uの事業・経営・財政状態に重大な影響を与える契約または取引関係（関連当事者取引を含みますが、これに限られません。）は存在しない見込みであることを確認しております。

#### (イ)利益相反を回避するための措置

当社は、上記山田コンサルティンググループからの株式交換比率算定書の取得および北浜法律事務所からの法的助言等を踏まえ、2022年5月13日開催の取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に検討いたしました。その結果、本株式交換は、当社の企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本株式交換の諸条件は妥当であると判断し、本株式交換契約を締結する旨を、決議に参加した取締役の全会一致で決議いたしました。また、かかる審議には監査役全員が参加し、いずれも、当社の取締役会が本株式交換契約を締結することに異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社取締役のうち、野田勝憲はK Y O R I T S Uの筆頭株主であり、また同社の代表取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から、当社取締役会における本株式交換の審議および決議に参加しておらず、当社の立場でK Y O R I T S Uとの本株式交換についての協議および交渉にも参加しておりません。また、野田勝憲は、K Y O R I T S Uの立場でも当社とK Y O R I T S Uとの本株式交換についての協議および交渉にも参加しておりません。

#### エ 株式交換完全親会社となるK Y O R I T S Uの資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換によりK Y O R I T S Uの増加する資本金および準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、K Y O R I T S Uが別途定める額になります。当社は、かかる取り扱い、K Y O R I T S Uの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

## (2) 交換対価について参考となるべき事項

### ア K Y O R I T S U の定款の定め

K Y O R I T S U の定款の定めは添付書類「株式会社K Y O R I T S U 定款」をご参照ください。

なお、K Y O R I T S U は、2022年10月1日に東京証券取引所への新規上場（テクニカル上場）をする予定であり、当該上場に向け、その定款を変更する予定です。

### イ 交換対価の換価の方法に関する事項

#### (ア) 交換対価を取引する市場

K Y O R I T S U 普通株式は、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であります。2022年10月1日に東京証券取引所へ新規上場（テクニカル上場）をする予定です。

#### (イ) 交換対価の取引の媒介、取次または代理を行う者

上記アのとおり、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であります。2022年10月1日に東京証券取引所へ新規上場（テクニカル上場）をする予定であり、当該上場後は、金融商品取引業者（証券会社）を通じてお取引いただけます。

#### (ウ) 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

K Y O R I T S U の定款上、同社の普通株式を譲渡により取得するには、同社の株主総会の承認を受けなければならないものとされておりますが、K Y O R I T S U の普通株式は、2022年10月1日に東京証券取引所へ新規上場（テクニカル上場）をする予定であり、これに先立ち、K Y O R I T S U は、その定款を変更し、上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定です。よって、本株式交換の効力発生日後においては、交換対価につき、譲渡その他の処分に対する制限はございません。

### ウ 交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（会社法施行規則第184条第4項第1号ハ）

K Y O R I T S U の普通株式は、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であり、該当する市場価格はありません。

なお、K Y O R I T S U の普通株式は、2022年10月1日に東京証券取引所へ新規上場（テクニカル上場）をする予定であり、当該日以降は市場価格が付される予定です。上記上場後は、東京証券取引所が以下のURLにおいて開示する株価情報やチャート表示等により、交換対価の市場価格およびその推移が示されることとなります。

<https://www.jpx.co.jp>

### エ K Y O R I T S U の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

K Y O R I T S U の過去5年間にその末日が到来した各事業年度（最終事業年度を除く）に係る貸借対照表の内容は、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト

(<https://www.kyoritsu-printing.co.jp/ir/library/convocation.html>) にその内容を掲載しております。

### (3) 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

本株式交換に際し、当社が発行している各新株予約権（共立印刷株式会社2014年新株予約権、共立印刷株式会社2015年新株予約権、共立印刷株式会社2016年新株予約権、共立印刷株式会社2017年新株予約権、共立印刷株式会社2018年新株予約権、共立印刷株式会社2019年新株予約権）については、基準時の直前の時点における各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わり、各新株予約権の目的である株式の数を本株式交換比率に応じて調整したK Y O R I T S U の新株予約権を、同数の割合をもって割当て交付します。新株予約権付社債については、当社は新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

#### (4) 計算書類等に関する事項

##### ア KYORITSU

###### (ア)最終事業年度に係る計算書類等

KYORITSUの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kyoritsu-printing.co.jp/ir/library/convocation.html>) にその内容を掲載しております。

###### (イ)最終の事業年度の末日後の重要な財産の処分等

KYORITSUは、2022年5月13日を効力発生日として、21,730株の株式を消却し、2022年6月29日を効力発生日として、1株を74.8株にて分割する株式分割および2022年7月1日を払込日とする第三者割当増資による新株式1,004株の発行を行い、発行済株式数が60,000株から2,863,600株といたします。

また、KYORITSUは、2022年7月1日を効力日として、会社分割を行い一部の資産および負債の整理を行い、当社株式の他には本株式交換比率に重大な影響を与えうる資産および負債を有しない財産状態にいたします。

##### イ 当社

当社は、2022年5月13日付の当社の取締役会において、以下の自己株式の取得に係る事項を決議しております。

- |               |   |
|---------------|---|
| (1)取得対象株式の種類  | 当社普通株式  |
| (2)取得し得る株式の総数 | 2,000,000 株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.39%) |
| (3)株式の取得価額の総額 | 3億円(上限)                                       |
| (4)取得期間       | 2022年5月16日～2022年9月22日                         |
| (5)取得方法       | 東京証券取引所における市場買付け                              |

## 第2号議案

## 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	年齢	地位	取締役在任年数	取締役会の出席状況
1	のだ かつのり 野田 勝憲	満78歳	<span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">再任</span> 代表取締役会長	41年10か月	100% (12/12回)
2	かげやま ゆたか 景山 豊	満52歳	<span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">再任</span> 代表取締役社長	3年	100% (12/12回)
3	ふなき としかつ 舩木 敏勝	満61歳	<span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">再任</span> 取締役	3年	100% (12/12回)
4	たさか まさひで 田坂 優英	満48歳	<span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">再任</span> 取締役	1年	100% (12/12回)
5	くまざわ みちひと 熊澤 通人	満56歳	<span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">再任</span> 取締役	1年	100% (12/12回)
6	たじま のりあき 田島 紀明	満62歳	<span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">再任</span> 取締役	1年	100% (12/12回)
7	あくつ たかし 阿久津 貴志	満48歳	<span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">再任</span> 取締役	1年	100% (12/12回)
8	ふじもと みちお 藤本 三千夫	満71歳	<span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">独立</span>	7年	100% (12/12回)
9	かめい まさひこ 亀井 雅彦	満63歳	<span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">再任</span> <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">独立</span>	6年	91.6% (11/12回)

### 取締役の選任に関する方針

当社は、創業からの経営理念の実現と企業としての持続的成長を両立するために、取締役会全体として熱意・能力・経験・見識の多様性を確保しながらも、少数精鋭で機動性の高い体制を確立することを取締役の選任に関する方針としています。

また、当社事業の経験や会計等の専門性に富む社内役員と、独立・中立の立場で経営を監督し意見表明を行う社外役員のバランスを保つ体制を採用しています。

(注)1. 取締役候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 藤本三千夫氏及び亀井雅彦氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は藤本三千夫氏及び亀井雅彦氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2022年12月1日に更新の予定であります。

# 1 のだ かつのり 野田 勝憲

再任

取締役在任年数 41年10か月  
所有する当社の株式数 1,482,600株  
取締役会への出席状況 100% (12/12回)

## 略歴、地位、担当

1965年4月 当矢商事株式会社入社  
1977年6月 同社取締役  
1980年8月 当社設立代表取締役社長  
2011年6月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者 (CEO) (現任)

重要な兼職 (1社) 株式会社ウエル代表取締役社長

## 取締役候補者として選任した理由

野田勝憲氏は、当社の創業者並びに代表取締役として長年にわたり経営を担っており、その豊富な経験、実績と強いリーダーシップを、今後も当社の事業発展に十分に活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者として選任しました。



1944年2月17日生  
満78歳

# 2 かげやま ゆたか 景山 豊

再任

取締役在任年数 3年  
所有する当社の株式数 111,100株  
取締役会への出席状況 100% (12/12回)

## 略歴、地位、担当

1988年4月 末広印刷株式会社 (現ダイオーブリ  
ンティング株式会社) 入社  
2004年4月 当社入社  
2014年4月 当社第4営業本部長  
2018年4月 当社執行役員第4営業本部長  
2019年1月 当社執行役員営業統括本部長  
2019年6月 当社取締役営業統括本部長  
2021年4月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO) (現任)

## 取締役候補者として選任した理由

景山豊氏は、入社以降、営業部門に携わり、新規顧客獲得及び既存顧客との関係強化に注力してまいりました。当社の営業力を向上させることにより、事業発展に寄与していただけると判断し、引き続き取締役候補者として選任しました。



1970年3月16日生  
満52歳

# 3 ふなき としかつ 船木 敏勝

再任

取締役在任年数 3年  
所有する当社の株式数 14,800株  
取締役会への出席状況 100% (12/12回)

## 略歴、地位、担当

1983年4月 当社入社  
2005年10月 当社生産管理本部長  
2009年4月 当社製造本部長  
2012年6月 当社執行役員第1製造本部長  
2019年6月 当社取締役製造統括 (現任)

## 取締役候補者として選任した理由

船木敏勝氏は、入社以降、生産管理本部、製造本部において製造に携わり、品質保証及び生産性向上・コスト削減を推進してまいりました。当社の競争力を高め、事業発展に寄与していただけると判断し、引き続き取締役候補者として選任しました。



1960年9月6日生  
満61歳

たさか まさひで  
4 田坂 優英

再任

取締役在任年数 1年  
所有する当社の株式数 100,000株  
取締役会への出席状況 100% (12/12回)

略歴、地位、担当

1998年 3月 当社入社  
2012年 4月 当社管理本部経理部長  
2018年 7月 当社管理本部長  
2019年 7月 当社執行役員管理本部長  
2021年 6月 当社取締役管理統括兼購買統括兼グループ会社統括 (現任)



1974年2月5日生  
満48歳

取締役候補者として選任した理由

田坂優英氏は、入社以降管理部門に携わり、経理及び財務等に関する知見と分析力により、当社の持続的な企業価値向上並びにコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

くまざわ みちひと  
5 熊澤 通人

再任

取締役在任年数 1年  
所有する当社の株式数 12,900株  
取締役会への出席状況 100% (12/12回)

略歴、地位、担当

1988年 4月 当社入社  
2013年 4月 当社第3営業本部長  
2019年 8月 当社執行役員第1営業本部長  
2021年 6月 当社取締役営業統括  
2022年 4月 当社取締役第1営業本部長 (現任)



1966年2月13日生  
満56歳

取締役候補者として選任した理由

熊澤通人氏は、入社以降、営業部門に携わり、新規顧客獲得及び既存顧客との関係強化に注力してまいりました。当社の営業力を向上させることにより、事業発展に寄与していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

たじま のりあき  
6 田島 紀明

再任

取締役在任年数 1年  
所有する当社の株式数 54,700株  
取締役会への出席状況 100% (12/12回)

略歴、地位、担当

1984年 4月 当社入社  
2008年 4月 当社製本製造本部長  
2015年 4月 当社執行役員第2製造本部長  
2019年 7月 当社上級執行役員第2製造本部長  
2021年 6月 当社取締役製造本部長 (現任)



1959年7月14日生  
満62歳

取締役候補者として選任した理由

田島紀明氏は、入社以降、製造部門において製造に携わり、品質保証及び生産性向上・コスト削減を推進してまいりました。当社の競争力を高め、事業発展に寄与していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

## 7 あくつ たかし 阿久津 貴志

再任

取締役在任年数 1年  
 所有する当社の株式数 1,200株  
 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

### 略歴、地位、担当

1997年 4月 当社入社  
 2010年 4月 当社第2営業本部営業第3部長  
 2019年 1月 当社第5営業本部長  
 2019年 8月 当社執行役員第2営業本部長  
 2021年 6月 当社取締役第2営業本部長 (現任)

### 取締役候補者として選任した理由

阿久津貴志氏は、入社以降、営業部門に携わり、新規顧客獲得及び既存顧客との関係強化に注力してまいりました。当社の営業力を向上させることにより、事業発展に寄与していただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



1974年4月14日生  
 満48歳

## 8 ふじもと みちお 藤本 三千夫

再任

社外

独立

取締役在任年数 7年  
 所有する当社の株式数 0株  
 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

### 略歴、地位、担当

1975年 4月 伊藤忠紙パルプ販売株式会社 (現伊藤忠紙パルプ株式会社) 入社  
 1985年 9月 米山紙商事株式会社入社  
 1996年 5月 同社取締役本店長  
 2012年 4月 株式会社シロキ顧問 (現任)  
 2015年 6月 当社社外取締役 (現任)

### 社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割等

藤本三千夫氏は、紙専門商社の役員として経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づき、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス及び経営の強化に寄与していただいております。当社の社外取締役として経営における、重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。



1951年4月30日生  
 満71歳

## 9 かめい まさひこ 亀井 雅彦

再任

社外

独立

取締役在任年数 6年  
 所有する当社の株式数 0株  
 取締役会への出席状況 91.6% (11/12回)

### 略歴、地位、担当

1982年 4月 小西六写真工業株式会社 (現コニカミノルタ株式会社) 入社  
 1999年 4月 コニカビジネスマシン株式会社 (現コニカミノルタジャパン株式会社) オンデマンドイメージング事業部長  
 2009年10月 コダック株式会社 (現コダック合同会社) 常務取締役マーケティング&ビジネス開発本部長  
 2013年 4月 一般社団法人PODi設立代表理事 (現任)  
 2016年 6月 当社社外取締役 (現任)

### 社外取締役候補者として選任した理由及び期待される役割等

亀井雅彦氏は、製造業の役員として経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づき、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス及び経営の強化に寄与していただいております。当社の社外取締役として経営における、重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。



1958年7月13日生  
 満63歳

### 第3号議案

## 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

きたざわ つよし  
北沢 豪

社外

1955年6月11日生 満67歳  
所有する当社の株式数 0株

#### 略歴

1982年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

2011年12月 木挽町総合法律事務所パートナー

1989年11月 阿部・田中・北沢法律事務所パートナー

（現在に至る）

#### 補欠の社外監査役候補者として選任した理由

北沢豪氏につきましては、監査役に就任された場合に、弁護士としての専門的な知識、経験等を活かし、的確な助言と監査をしていただけると判断したものであります。なお、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社は、顧問弁護士契約を締結しております。

2. 北沢豪氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3. 補欠監査役候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。北沢豪氏の選任が承認された場合、就任時に同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、2022年12月1日に更新の予定であります。

以 上

(ご参考)

# コーポレート・ガバナンス

## 1 基本的な考え方

当社は、企業経営の適法性及び効率性を確保する観点からコーポレート・ガバナンスの強化、充実が経営上の最優先課題と位置付け、経営の透明性を高め、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制やしきみを整備し、利益を最大限確保してまいります。

## 2 経営体制の概要

当社は監査役会設置会社であり、2022年3月末時点で取締役会は取締役9名、監査役会は監査役3名で構成しています。経営の透明性確保に努め、独立した客観的な立場からの意見を取り入れた経営判断を行うために、社外取締役2名を採用しています。監督の独立性を高めるため、監査役は、全員社外監査役とし、社外監査役は中立・公正な立場で取締役の職務執行状況を監査し、積極的な提言を行っています。

さらに執行役員制度の採用により、経営の意思決定と業務執行機能を分離し少数精鋭で、迅速かつ的確な経営を行ってまいります。

## 3 経営における主な方針

### 収益計画の基本的な方針

当社は、顧客のために、より美しく、より速く、より安く、印刷物をお届けする印刷会社をめざし、厳しい業界環境に対し、部門及び案件ごとの正確な収益分析及び緻密な工場稼働計画を基礎に、そこで得た課題を社内体制の変革に繋げ利益を確保することを、収益計画の基本的な方針としています。

### 資本政策の基本的な方針

当社は、顧客満足の徹底をめざし、より最適な設備及びサービスを整えるための事業計画に基づいて、必要となる十分な資金を確保するとともに、資本構成を安定的に維持することを、資本政策の基本的な方針としています。

# (ご参考) CSRレポート

1980年の創業から、製造業として、地球環境保全が人類の生活基盤に関わる重要な課題と捉えかけがえのない地球の為に環境保全活動に丸となって取り組んでまいりました。

いま、100年後、1000年後に残したいと思われる企業となるために環境から、労働や人権、品質、情報セキュリティ、ガバナンスへと経営目標の視野を広げ私たちにできるスケールで、持続可能な取り組みを進めています。

## ■ 気候変動への対策

地球温暖化は、全人類が取り組むべき課題です。最適なメンテナンス基準の確立による切替時間の短縮など電気・ガスの使用低減に取り組み、CO2排出の少ない省エネルギーな印刷を追求しています。2022年3月期は、ISO14001を取得した2004年3月期比で、千通数当たりの電気にかかるCO2排出量を-46.2%、ガスにかかるCO2排出量を-48.6%削減し、合計で-47.0%削減することができました。さらなる設備の省エネ化や社員の節電の取り組みを継続し、印刷にかかる環境負荷の低減に努め、低炭素社会の未来を担います。

## ■ ダイバーシティの考え方

共立印刷は、人種や地域、宗教、性別、年齢、学歴、価値観の多様性を受け入れ広く有能な人材を発掘し、その一人ひとりの能力やアイデアを尊重する企業をめざし女性や地方出身者も、長く安心して活躍できる環境を整えてまいりました。

さらに2019年より、外国人技能実習生の受け入れを開始しています。帰国後に母国の印刷産業を牽引する人材を育成し、アジアの印刷産業発展への貢献をめざします。

## ■ 女性の活躍について

共立印刷では、現在、営業や制作、管理部門だけではなく、工場においても多くの女性が働いています。平等な評価で女性管理職・女性リーダーの登用を行い、ビジネスにおける女性のキャリア形成を目的とした研修・手当てを実施するなど、女性の活躍を推進しています。

また、工場では独自に生産ラインのオートメーション化を進めたことにより、2007年より印刷業界では珍しかった女性オペレーターを採用し、その中から女性機長も複数名生まれました。今後も、働く上で従業員に平等な人権を保障し、人にやさしいサステナブルな企業をめざします。

## ■ 製品責任の考え方

私たちは、安全性を原材料選定や製品設計における原点とし、事業を行っています。

書籍やパッケージなどすべての印刷物を、安心して手に取っていただけるよう印刷物の設計から製造、納入まで、いつも「使用者目線」のものづくりを行います。



# 株主総会会場のご案内

日時 2022年6月29日(水) 午前10時(受付開始 午前9時)  
会場 共立印刷株式会社 本社8階  
(東京都板橋区清水町36番1号)



交通 都営三田線「板橋本町駅」(A2出口より)……………徒歩5分

今年は株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Webサイトで、共立印刷株式会社の事業や設備の紹介、最新のIR・CSR情報、株主メモをご覧ください。  
<https://www.kyoritsu-printing.co.jp/>

